

新かごしま子ども未来プラン（仮称）

素案概要版

平成27年10月

鹿児島県

新かごしま子ども未来プラン（仮称）概要版

目 次

第1章	計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2章	計画策定の背景	2
1	少子化の進行	
2	「結婚から妊娠・出産、子育て」と「子ども」を取り巻く環境	
第3章	基本理念及び基本目標	4
1	基本理念及び基本目標	
2	重点目標及び施策の方向	
3	新かごしま子ども未来プラン体系図	
第4章	施策展開の方向	13
	第4章構成一覧	
[1]	ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援	
1	総合的な結婚支援の推進	
2	安心して妊娠・出産するための支援の推進	
3	不安や負担を和らげる子育て支援の推進	
4	成長に応じた教育の推進	
5	仕事と子育ての両立支援等の推進	
[2]	社会全体で行動し、少子化対策を推進	
1	結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	
2	企業の取組促進	
第5章	数値目標	20
第6章	計画の推進体制	20
1	県民との協働	
2	市町村との連携	
3	県における推進体制	

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

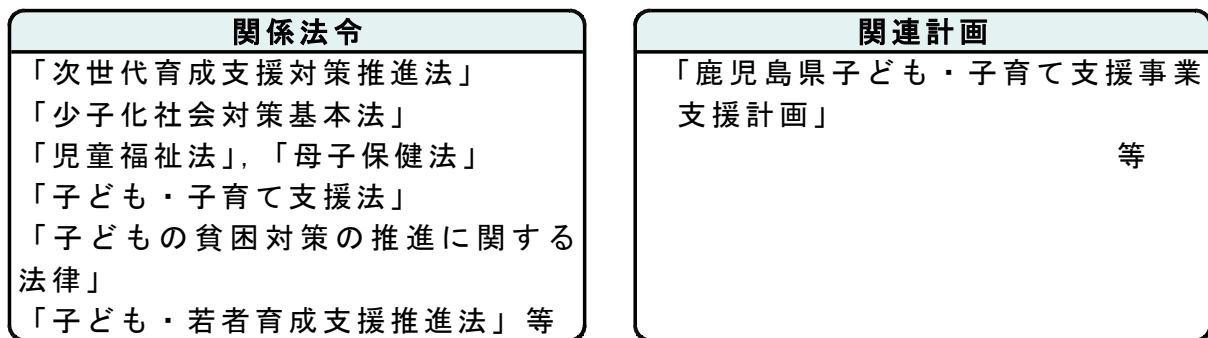
本県においては、少子化対策として、平成17年度を初年度とする「かごしまこども未来プラン」（前期計画）、平成22年度を初年度とする「かごしま子ども未来プラン」（後期計画）を策定し、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は平成26年において、1.62であり、全国第7位の位置にランクされていますが、人口維持に必要とされる2.07を依然として大幅に下回っている状況が続いています。

このため、この計画は、国の「次世代育成支援対策都道府県行動計画策定指針」、 「少子化社会対策大綱」や、本県において実施した「少子化対策に関する県民意識調査」などを踏まえ、これまでの施策をより一層進めるとともに、少子化社会対策大綱で示された「結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として、今後、施策を推進していくための指針として策定することとしました。

2 計画の位置付け

以下の関連法令及び関連計画を取り入れながら、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく貧困対策計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども若者計画及び「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「策定指針」に基づく母子保健計画の内容を含むものとなっています。



鹿児島県次世代育成支援対策行動計画
「新かごしま子ども未来プラン」（仮称）



3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

(1) 全国及び本県の出生の動向

平成26年の合計特殊出生率は全国1.42、本県1.62となっていますが、人口維持に必要とされる合計特殊出生率2.07を大幅に下回る状況となっています。

また、平成26年の本県の出生数は14,234人で昭和40年と比べて約半分となっています。

このまま少子化が進むと、本県の場合、平成17年の175万3千人が、平成52年(2040年)には131万4千人に減少するとの推計がでています。

(2) 少子化の要因・背景

少子化の要因としては、結婚・出産に対する価値観の多様化等による未婚・晩婚化の進展や夫婦出生力の低下、子育てに対する経済的、心理的及び肉体的な負担感や悩みの増大、女性の就業率の上昇、経済的に不安定な若者の増加など様々な要因が考えられます。

本県においても、ほとんどの年齢層で未婚率は近年ほぼ横ばい若しくは上昇しており、特に近年30代以上の未婚率の伸びが大きくなっています。

また、平成26年の全国の婚姻率(人口千対)は、5.1、本県は、4.7となっており、全国に比べ未婚化が進行しています。

(3) 本県の地域特性

本県は離島、特に奄美地域は、合計特殊出生率が高く、平成20年～平成24年の合計特殊出生率の全国上位30市町村の中に、奄美地域の8町が入っています。しかしながら、奄美地域でも人口維持に必要とされる2.07を上回る市町村は4町のみとなっており、少子化が止まっているとまでは言い難い状況となっています。

鹿児島市及びその周辺部においては、高齢化・過疎化の進行は遅いものの、未婚・晩婚化の傾向にあり、また、農村部は、高齢化・過疎化が一層進行し、結果的に子どもの数が減少し、少子化が進んでいるものと考えられます。

一方、各地域には個性ある伝統芸能、行事や郷土訓が伝承されています。また、地域住民同士の結びつきによる助け合いの精神が残され、異年齢・異世代による様々な体験活動も展開されるなど、良質な育児環境に恵まれています。

(4) 少子化が社会に与える影響

少子化は、①経済の安定成長を阻害、②社会保障制度の崩壊、③小規模自治体の消滅、④子どもの健全な成長への影響、⑤地域社会の活力の低下など、マイナス要因となる面が大きいことが指摘されています。

2 「結婚から妊娠・出産、子育て」と「子ども」を取り巻く環境

(1) 結婚、妊娠・出産を希望する人への支援

本県においても未婚率は、近年、男女とも高止まりの状況にあるとともに、初婚年齢や第一子出産年齢の上昇が少子化の大きな要因になっています。

結婚、妊娠・出産の希望を実現するためには、経済的基盤の安定を図るとともに、独身男女の出会いや不妊治療に対する支援などに引き続き努め、環境を整えていく必要があります。

(2) 子どもを安心して生み育て、次代の親の健全育成を支援

生き方（ライフスタイル）の多様化により保育ニーズも多様化していることや幼児期の教育を希望する方がこれを受けられない状況が見られていることから、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施や待機児童解消に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

さらに、ニーズの増大が予想される放課後児童対策の充実、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などを一時的に保育等を行う病児保育の実施の促進や子どもたちが、ライフデザインを描くために知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育むための教育なども必要となります。

併せて、貧困の状況にある子どもへの支援のほか、周産期医療の充実などにより、子どもを安心して生み育てられる環境を整え次代の親の健全育成を図る必要があります。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯が増加する中で、仕事やその他の活動と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童や放課後児童クラブが不足していることからくる、いわゆる「小1の壁」の問題を解決する必要があります。

また、長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の要因のひとつとされていることから、長時間労働の是正、男性の出産前後からの家事・育児への取組や休暇取得の促進など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をさらに推進していく必要があります。

(4) 地域社会全体で子育てを応援

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、育児等の孤立感・不安感を感じる親が増加しており、地域や職場をはじめ、周囲の様々な方が、困っているときには必要な手助けを行えるような、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会が必要です。

また、子どもが被害者となる児童虐待や犯罪が多発していることから、安心して子育てができる環境を整えていくために、地域社会全体で子育てを応援していく機運を醸成する必要があります。

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念及び基本目標

近年、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、地域や隣近所と付き合いのない家庭が増えています。そのため、近隣の住民など周囲の方々が、結婚を応援することや隣近所の子どもの面倒をみたり、子育ての手助けをする場面も少なくなっており、地域社会全体で応援するという意識が低くなっていることもうかがえます。

このような中、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望や子どもが安心して成長できる環境を実現するためには、地域や職場、さらには周囲の様々な方が、結婚や、妊娠中の方や子ども、さらには子育てを温かく見守り、困っているときには必要な手助けを行うことが求められ、そうすることが、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる社会につながります。

少子化や次世代育成支援の対策としては、若い世代が希望どおりに働き、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境と、子どもが生きることの充実感や将来に対する夢・希望を抱きながら、安心してたくましく、心豊かに成長できる環境を整え、それらを取り巻く人々の意識も変えていくことが重要です。

そこで、本計画では、『結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をめざして』の基本理念の下に、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会が一丸となって、若者の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現と次代を担う子どもの育成支援に向けて施策を推進します。

基本理念

『結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会をめざして』
～子どもは未来からの預かりもの～

基本目標

個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるとともに、次世代の育成を支援します。

2 重点目標及び施策の方向

基本理念及び基本目標を実現するため、以下の重点目標を定め、ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援を行うとともに、広く県民の皆さんや地域の団体などからも結婚や子育てなどを応援する取組を募集し、その取組を促進するなど、地域社会全体で行動し、少子化対策を推進します。

【重点目標 1】

「若い年齢での結婚，妊娠・出産の希望が叶う鹿児島県」の実現を目指します。

①総合的な結婚支援の推進

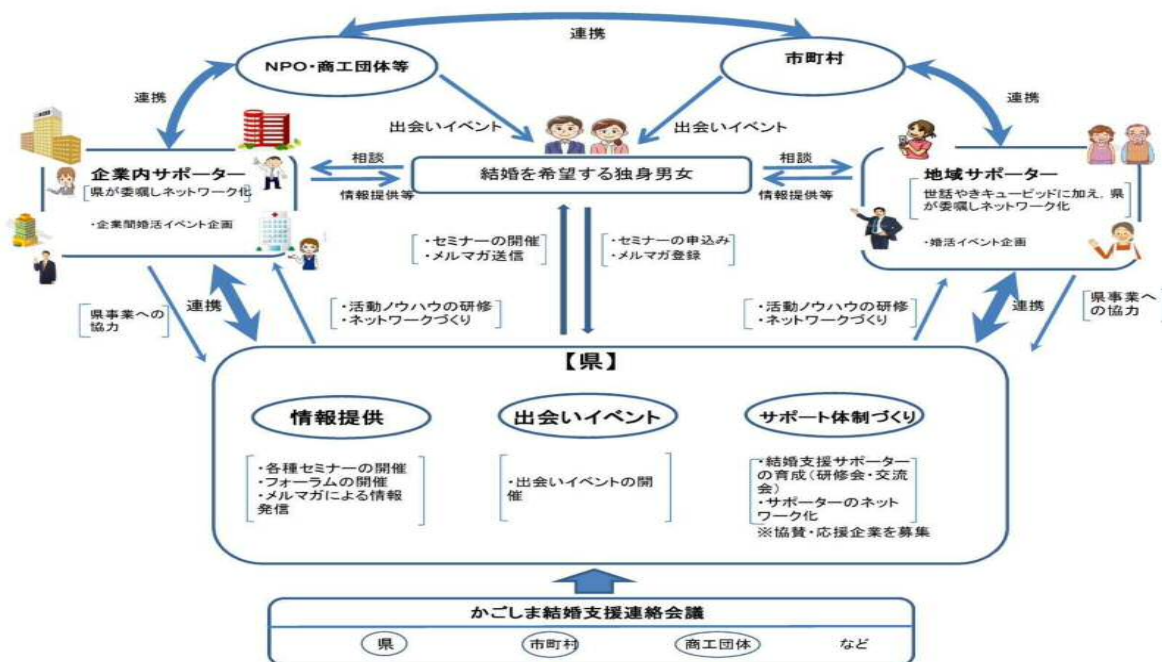
結婚を望みながら適当な相手に巡りあえない男女が、若い年齢での結婚を実現できるようにするためには、結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境を整備することに加え、経済的基盤の安定や結婚に対する取組支援などが重要です。

若年層の結婚を視野に入れた将来設計の早期形成に努めるとともに、結婚を支援する体制の充実や出会いの機会に関する情報発信、個々人の結婚への取組を後押しする施策の充実などに努めるなど総合的な結婚支援施策を推進します。

【主な取組】

- 地域婚活サポーターや企業内婚活サポーターの育成及びネットワーク化
- 独身男女を対象としたスキルアップセミナーや出会いイベントの開催

(結婚支援のイメージ図)



②安心して妊娠・出産するための支援の推進

妊娠・出産の希望を叶えるために、母体や胎児のリスクの低減に努めるとともに、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備が重要です。

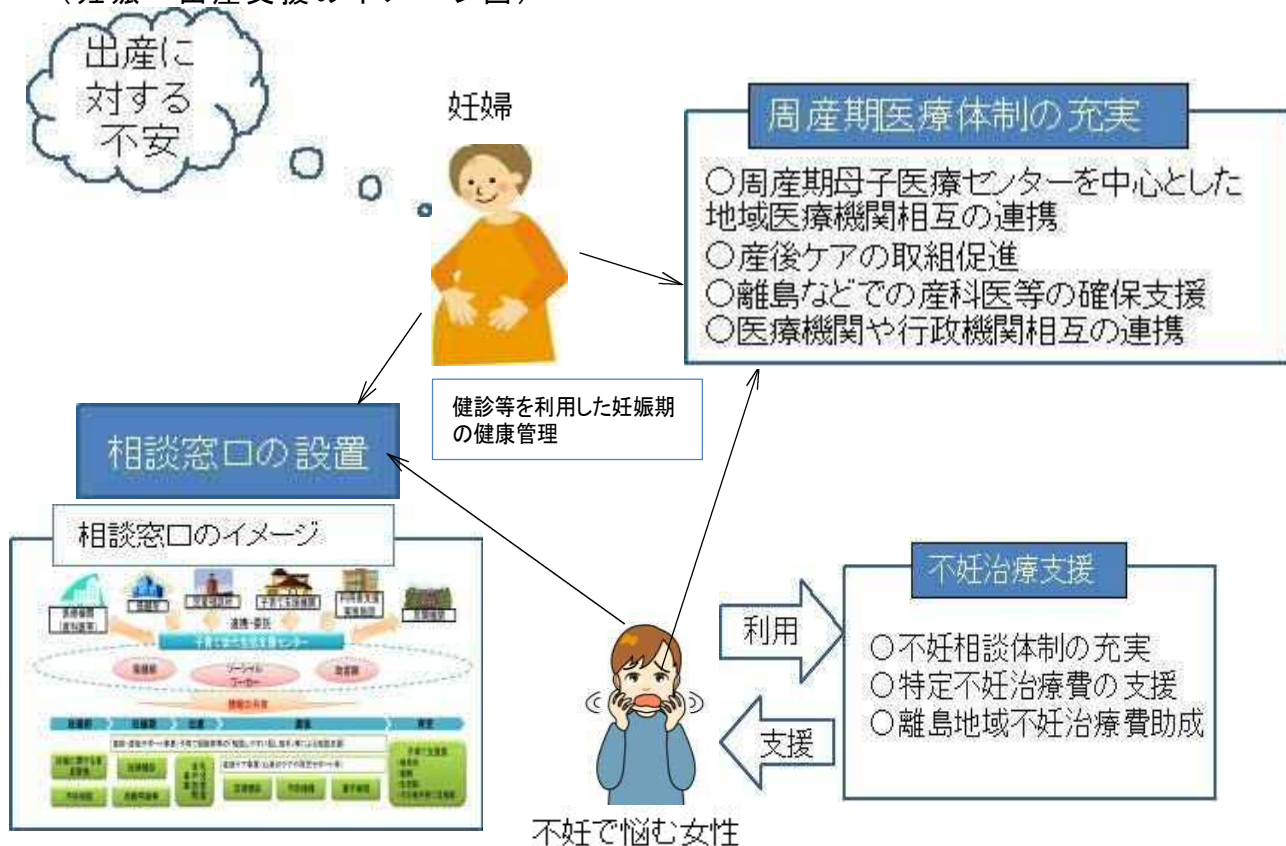
妊娠期の健康管理から産後ケアの推進など妊娠・出産・産後における切れ目のない支援が提供できる体制を推進します。

また、リスクの高い妊婦も安心して出産できるよう周産期医療体制の充実を図るほか、妊婦に優しい社会環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 相談窓口（子育て世代包括支援センター）の設置促進
- 周産期医療体制の充実及び産後ケアの取組促進
- 不妊治療に対する支援の充実及び妊娠・出産に対する支援

(妊娠・出産支援のイメージ図)



③成長に応じた教育の推進

次代を担う子どもたちが、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、自ら学び考える「生きる力」を育成することが必要であり、その前提となる知識・情報を適切な時期に教育することが重要です。

妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識などについて、学校教育から家庭、地域、社会人段階に至るまで、教育や情報提供に係る取組を充実するとともに、特に、学校教育においては、正しい知識を教材に盛り込む取組などを進めます。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高めます。

【主な取組】

- 妊娠・出産、子育ての正しい知識を知るための教育の実施及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境整備

(教育支援のイメージ図)



【重点目標 2】

「日本一子育てがしやすい鹿児島県」の実現を目指します。
特に、多子世帯に配慮した取組を推進します。

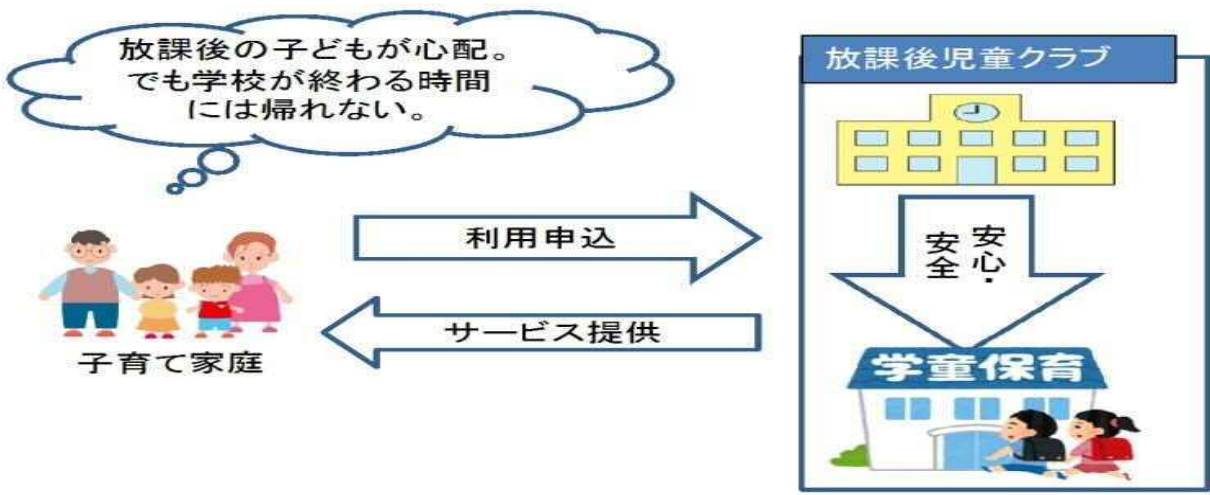
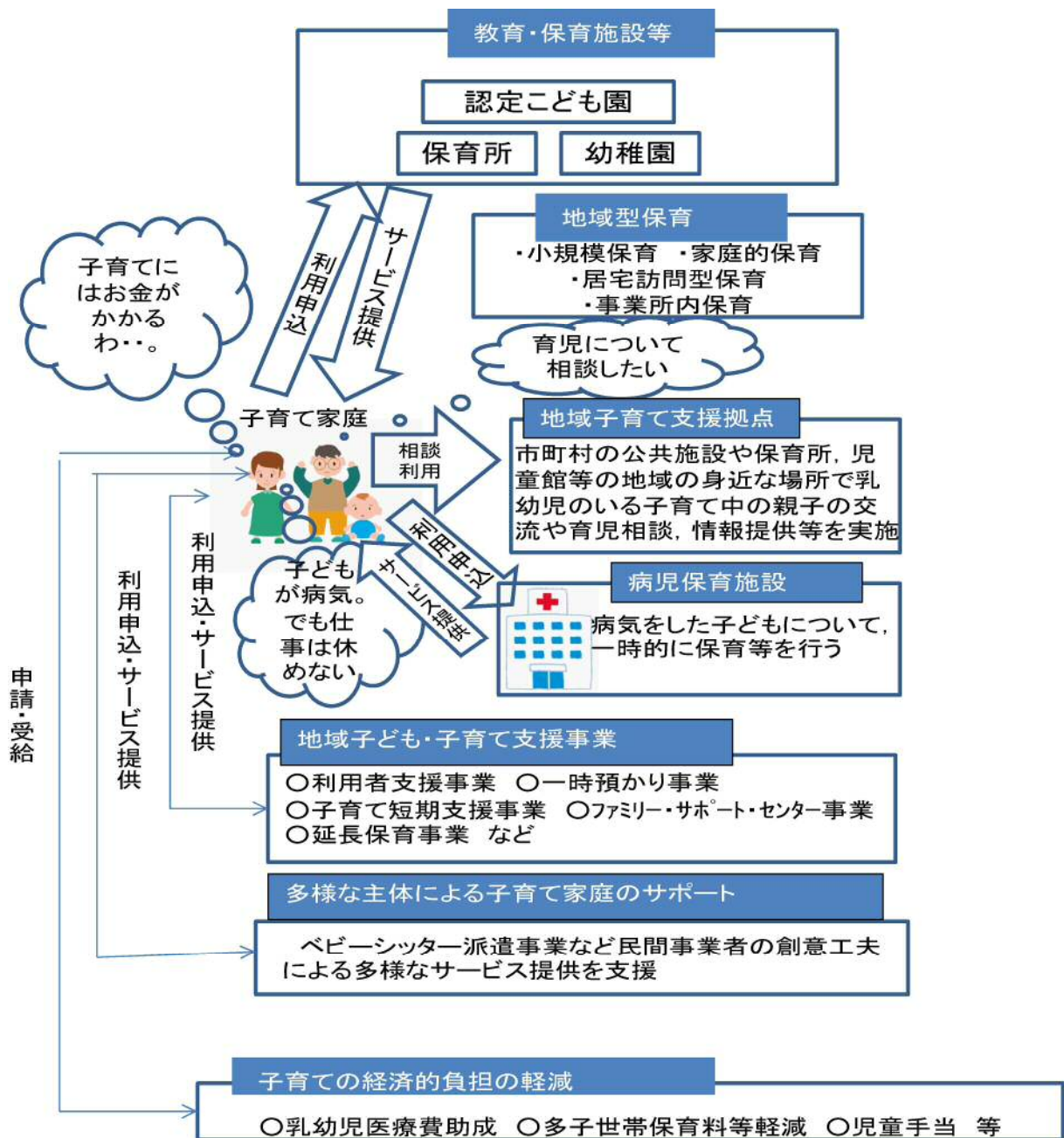
①不安や負担を和らげる子育て支援の推進

子育ての様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が、安全かつ安心して子どもを育てられる環境を整備することが重要です。

このため、平成27年3月に策定した「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、病児保育や放課後児童クラブなど地域における子ども・子育て支援の充実等を図るとともに、経済的負担の軽減や小児医療の充実、地域の安全を向上させる取組を進めることなどにより、子育て支援を推進します。

【主な取組】

- 保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や研修等を通じた保育の質の向上
- 延長保育、病児保育等の多様な保育サービスの提供
- 地域子育て支援拠点の充実
- 子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人のマッチングを図る、ファミリー・サポートセンター等の設置促進
- 放課後児童クラブの設置促進及び質の向上
- 乳幼児医療費助成や多子世帯の保育料等の負担軽減措置等の子育ての経済的負担軽減に向けた支援の充実



【重点目標 3】

結婚，妊娠・出産，子育てをしやすい働き方を推進します。

①仕事と子育ての両立支援等の推進

結婚，妊娠・出産，子育ての各段階のいずれにおいても，就労を望む場合に，望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境の整備とともに，仕事と子育ての両立のための基盤整備が重要です。

個々人の希望を踏まえた正社員化の促進や処遇改善，仕事と子育ての両立のための基盤整備などの施策を推進します。

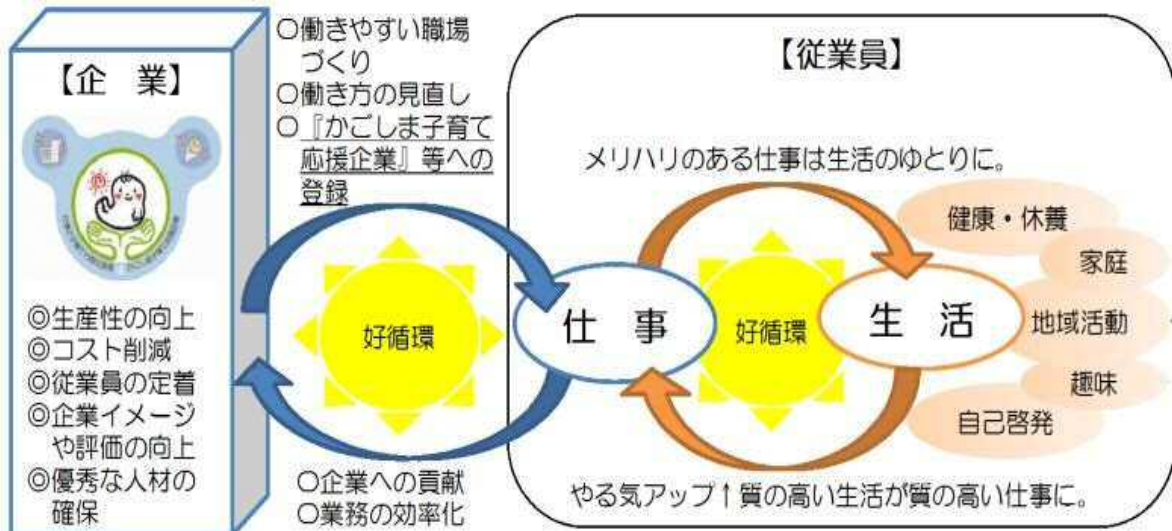
【主な取組】

- 育児休暇等の取得などの多様な働き方，ワーク・ライフ・バランスの推進
- イクメン養成及びイクボス研修等による男性や企業トップ・管理職の意識改革推進
- 女性が活躍しやすい地域社会づくりの推進

(仕事への支援のイメージ図)



(ワーク・ライフ・バランスのイメージ図)



【重点目標 4】

社会全体で行動し，少子化対策を推進します。

①結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会づくり

安心して妊娠・出産，子育てを行い，子どもの健やかな育ちを実現するためには，地域における子育て支援サービスの充実をはじめ，妊娠中の方や子ども連れで外出する際に生じる様々な支障を取り除き，外出しやすい環境を整備するとともに，子どもを犯罪等の被害から守る取組を強化することなど，結婚，妊娠・出産，子ども・子育てに温かい社会づくりを推進する必要があります。こうした環境整備は，若い世代が妊娠・出産，子育てに対して前向きに考えることにもつながります。

【主な取組】

- 地域社会全体で妊娠・出産，子育てを支える取組の一層の充実
- 子育てをしやすい環境づくりの推進

②企業の取組を促進

少子化対策を推進するに当たり，企業の果たす役割は大きなものがあります。従業員が安心して結婚し，子どもを産み育てながら働き続けられる環境を整備するとともに，企業が地方自治体やNPO等と連携して少子化対策に取り組んでいく環境を整備していくことが重要です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の認定制度などを活用し，企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」とともに，先進事例を他企業へ波及させるための情報共有を進めるなど，企業における少子化対策や両立支援の取組を促進します。

【主な取組】

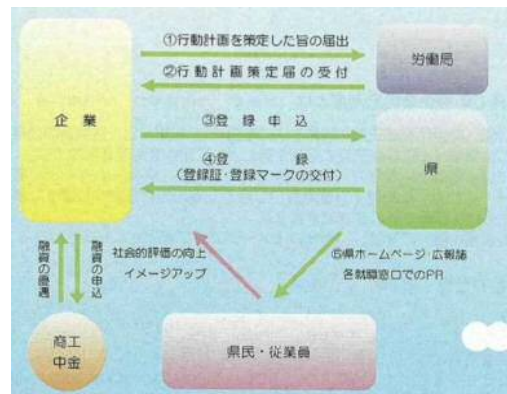
- 企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の取組の促進及び協賛店の拡大

(社会全体での支援のイメージ図)

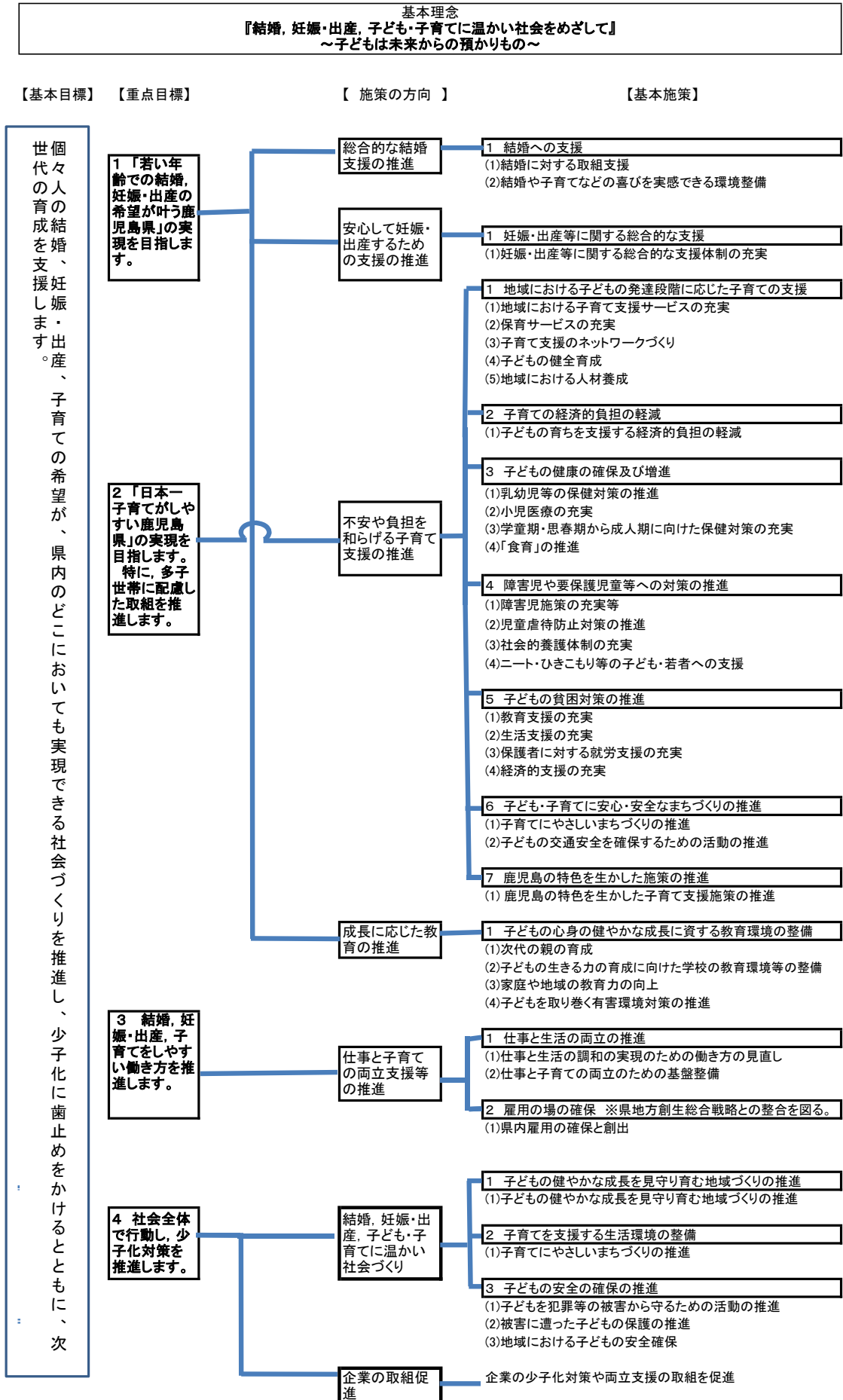
(子育て世帯に配慮した公園など
公共施設の整備促進)



(かごしま子育て応援企業の仕組み)



3 新かごしま子ども未来プラン体系図



第4章 施策展開の方向

第4章 施策展開の方向

第4章構成一覽

少子化対策は、「結婚、妊娠・出産、子育て、仕事のライフステージに応じた切れ目のない支援」と「社会全体で行動し、少子化対策を推進」を両輪として進めていくこととしており、ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援については、「ライフステージに応じた支援」と「ライフステージを通じた支援」とに分類し、施策を展開します。

[1]ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

	施策の方向	基本施策	施策目標
ライフステージに応じた支援	1 総合的な結婚支援の推進	(1) 結婚への支援	① 結婚に対する取組支援 ② 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備
	2 安心して妊娠・出産するための支援の推進	(1) 妊娠・出産等に関する総合的な支援	① 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実
	3 不安や負担を和らげる子育て支援の推進	(1) 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援 (2) 子育ての経済的負担の軽減 (3) 子どもの健康の確保及び増進 (4) 障害児や要保護児童等への対策の推進 (5) 子どもの貧困対策の推進 (6) 子ども・子育てに安心・安全なまちづくりの推進 (7) 鹿児島県の特色を生かした施策の推進	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 子どもの健全育成 ⑤ 地域における人材養成
			① 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減 ① 乳幼児等の保健対策の推進 ② 小児医療の充実 ③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ④ 「食育」の推進
			① 障害児施策の充実等 ② 児童虐待防止対策の推進 ③ 社会的養護体制の充実 ④ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援
			① 教育支援の充実 ② 生活支援の充実 ③ 保護者に対する就労支援の充実 ④ 経済的支援の充実
			① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
① 鹿児島県の特色を生かした子育て支援施策の推進			
4 成長に応じた教育の実施	(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
通じた支援	5 仕事と子育ての両立支援等の推進	(1) 仕事と生活の両立の推進	① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備
		(2) 雇用の場の確保 ※県地方創生総合戦略との整合を図る。	① 県内雇用の確保と創出

[2]社会全体で行動し、少子化対策を推進

施策の方向	基本施策	施策目標
1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり	(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	① 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	① 子育てにやさしいまちづくりの推進
	(3) 子どもの安全の確保の推進	① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ② 被害に遭った子どもの保護の推進 ③ 地域における子どもの安全確保
2 企業の取組を促進	(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進	① 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

第4章 施策展開の方向

[1] ライフステージに応じた一人一人に対する切れ目のない支援

(1) 総合的な結婚支援の推進

① 結婚への支援

ア 結婚に対する取組支援

- 結婚支援窓口の設置を検討するなど、結婚支援体制の充実
- 独身男女の出会いを応援するため、スキルアップセミナーを開催するとともに、結婚につながる出会いの機会の提供

イ 結婚や子育てなどの喜びを実感できる環境整備

- ホームページ等での情報提供など、ライフデザインの早期形成の推進
- 地域婚活サポーターや企業婚活サポーターの育成及びネットワーク化

(2) 安心して妊娠・出産するための支援の推進

① 妊娠・出産等に関する総合的な支援

ア 妊娠・出産等に関する総合的な支援体制の充実

(ア) 母子保健医療対策の充実

- 周産期母子医療センターの医療機能強化など、周産期医療体制の充実
- 正しい知識の普及啓発や保健指導等による妊娠期の健康管理と低出生体重児低減のための取組
- 子育て世代包括支援センターの設置など、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない相談支援体制の充実
- 出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアの推進
- 産後うつ病など妊産婦の心の健康問題やハイリスク妊産婦に対する医療機関等との連携による支援体制の充実

(イ) 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減

- 特定不妊治療費の助成や離島に居住する方の妊娠・出産に係る交通費等の補助

(ウ) 不妊に悩む方等に対する支援の充実

- 不妊に関する専門相談窓口の設置
- 特定不妊治療費の助成

(3) 不安や負担を和らげる子育て支援の推進

① 地域における子どもの発達段階に応じた子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

- 研修会開催による地域の子育て支援等に携わる人材や組織の育成

イ 保育サービスの充実

- 保育所・認定こども園等の整備促進による待機児童の解消や研修等を通じた保育の質の向上
- 延長保育や病児保育等の多様な保育サービスの提供
- 潜在保育士の復帰支援など保育士等の人材確保の推進
- 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの設置促進など在宅での子育て家庭を含め、全ての家庭を対象にした多様な保育サービスの提供

ウ 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援センター、母親クラブ、民間の子育てサークル（子育てサロン等）など子育て支援に携わる関係団体等とのネットワーク化

エ 子どもの健全育成

- 児童館及び保育所等の児童厚生施設や学校の余裕教室などを活用した放課後児童クラブの設置促進などの放課後児童対策の推進
- 放課後児童支援員の確保及び資質の向上を図るための研修の実施

オ 地域における人材養成

- 鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした「かごしま地域塾」の拡大・普及などの体験活動の推進や地域住民との交流活動及び子ども会活動等の取組の推進

② 子育ての経済的負担の軽減

ア 子どもの育ちを支援する経済的負担の軽減

- 乳幼児医療費助成や多子世帯に対する保育料等の助成、児童手当の支給など

③ 子どもの健康の確保及び増進

ア 乳幼児等の保健対策の推進

- 子どもの成長発達に応じた子育てに関する情報の提供や、疾病等の早期発見・早期対応など保健対策の充実
- 育児不安や育てにくさを感じている親に対する支援
- 乳幼児期・学齢期のむし歯予防対策の推進

イ 小児医療の充実

- かかりつけ医の重要性の啓発及び小児救急医療体制の整備などの小児医療体制の充実・強化
- 在宅での医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できる体制づくり
- 小児慢性特定疾病児に対する医療費助成と地域支援の実施

ウ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 子どもたちに対する性教育と薬物乱用防止教室等の開催

エ 「食育」の推進

- 地域・職域・学域保健が連携した食に関する情報収集と効果的な情報提供及び「食育」の普及・啓発に向けた関係機関等のネットワークづくりの推進

④ 障害児や要保護児童等への対策の推進

ア 障害児施策の充実等

- 発達障害が疑われる子どもについて、乳幼児健康診査等において早期に気づき、早期に支援する体制の充実
- 障害のある子ども及びその保護者に対する早期からの相談・療育指導等や特別支援教育の推進など障害児施策の充実

イ 児童虐待防止対策の推進

- 早期発見・早期対応及び再発防止のための体制整備，児童虐待防止に係る広報・啓発，親と子の心の健康づくりの推進，カウンセリングの実施による心のケア等の充実

ウ 社会的養護体制の充実

- 里親制度の普及・啓発や家庭での養育に欠ける子どもに対する家庭的な生活環境の提供
- 養育里親の新規登録，里親への新規委託，ファミリーホームの開設を推進
- 施設の状況に即した児童養護施設や乳児院の養育単位の小規模化や地域分散化の取組の推進
- 施設における職業指導員等の活用による適切な職業観の形成や生活技術の取得等，自立する力を身につける養育に向けての支援

エ ニート・ひきこもり等の子ども・若者への支援

- 社会生活を円滑に営む上での困難の有する子ども・若者のための総合相談窓口の設置や関係機関・団体による支援ネットワークの構築
- フリーター等の就労支援のため職業訓練，職業適性診断・指導やカウンセリングの実施

⑤ 子どもの貧困対策の推進

ア 教育支援の充実

- 全ての子どもが基礎学力を身に付け希望する進路を実現できるための教育の支援

イ 生活支援の充実

- 貧困が世代を超えて連鎖することがないように生活を支援

ウ 保護者に対する就労支援の充実

- 世帯所得の向上を図るための保護者に対する就労やキャリアアップ支援

エ 経済的支援の充実

- 世帯の状況及び所得に応じた各種手当，貸付・給付制度の活用による経済的な支援

(6) 子ども・子育てに安心・安全なまちづくりの推進

ア 子ども子育てにやさしいまちづくりの推進

- 子ども子育てにやさしい良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備促進、子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺や安心して遊べる公園・海岸の整備、授乳スペースの設置や歩道の段差解消など公共的施設等のバリアフリー化の促進、子どもを災害から守る対策の推進

イ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもやその保護者の対象にした警察や関係機関が一体となった交通安全教育や広報・啓発活動等の実施

(7) 鹿児島県の特色を生かした施策の推進

ア 鹿児島県の特色を生かした子育て支援施策の推進

- 子ども子育て経験のある子育て支援ボランティアによる郷土の風土を生かした子育て支援の取組を促進
- 鹿児島県の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学について、市町村の取組をホームページ等で広報

4 成長に応じた教育の推進

(1) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

- 結婚・出産・子育てに夢を持つことができるための意識啓発活動の促進など家庭観・子育て観の醸成の推進

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

- 確かな学力の向上に向けた少人数授業、習熟度別授業等のきめ細やかな指導環境の整備及び小・中・高連携による基礎学力の向上、自己教育力の育成
- 教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育、男女平等教育の充実
- 老朽化した校舎等の改修、耐震化などの安全対策や学校施設のバリアフリー化の整備など教育環境の向上

ウ 家庭や地域の教育力の向上

- 子ども子育て家庭を対象とした家庭教育の重要性等の意識啓発及び指導
- 地域や学校、関係機関等と連携した自然体験、課外活動などの体験的活動等の機会の充実

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 専門家等との連携による性教育の充実
- 家庭、学校及び地域の関係機関・団体、地域住民と連携・協力した有害図書類視聴制限の徹底やインターネット上での青少年有害情報を防止するフィルタリングソフトウェア等の普及啓発

5 仕事と子育ての両立支援等の推進

(1) 仕事と生活の両立の推進

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- 「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介や、「育児の日」の普及・推進による仕事と子育ての両立に向けた広報・啓発
- 労働セミナーや男女共同参画を推進するセミナーの開催やファミリー・サポート・センターの設置促進など、子育てと仕事を両立させやすい環境づくりの推進

イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 「イクメン」、「イクボス」の育成など男性の家事・育児参加の促進など子育てと仕事の両立のための基盤整備

(2) 雇用の場の確保 ※県地方創生総合戦略との整合を図る

ア 県内雇用の確保と創出

- 女性の復職支援など県内雇用の促進

[2] 社会全体で行動し、少子化対策を推進

1 結婚、妊娠・出産、子ども・子育てに温かい社会づくり

(1) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

ア 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

- 地域や職場、家庭で「子育てしやすい環境づくり」に取り組む、「育児の日」の普及や子育てを支援する企業・事務所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート」の拡充など家庭観・子育て観の醸成の推進

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

ア 子育てにやさしいまちづくりの推進【再掲】

- 子育てにやさしい良質なファミリー向け住宅の供給など住環境の整備促進、子どもたちが自然とふれあえる場である河川等の水辺や安心して遊べる公園・海岸の整備、授乳スペースの設置や歩道の段差解消など公共的施設等のバリアフリー化の促進、子どもを災害から守る対策の推進

(3) 子どもの安全の確保の推進

- ア 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進
 - 学校における防犯意識を高める指導及び情報提供の充実，教職員等を対象にした講習会の開催等による防犯教育についての普及啓発
 - 小・中・高校生を対象とした消費生活講座の開催等，関係機関との連携による消費者教育の推進
- イ 被害にあった子どもの保護の推進
 - 犯罪等の被害を受けた子どもやその家族などに対する相談やカウンセリングの実施による心のケアの充実
- ウ 地域における子どもの安全確保
 - 「子ども110番の家」の活用による地域を挙げた防犯活動の推進など防犯指導及び情報提供の充実

2 企業の取組促進

(1) 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進

- ア 企業の少子化対策や両立支援の取組を促進
 - 企業が自主的に実施する少子化対策や子育てと仕事の両立支援の取組を促進

第5章 数値目標（別表のとおり）

平成27年度から平成31年度までの計画期間に関する取組をより推進するため，以下のとおり数値目標を掲げます。

- (1) 重点数値目標・少子化対策に直結し，第3章の2「重点目標及び施策の方向」で位置づけた主な取組に係る数値目標
- (2) 包含する計画において掲げる数値目標・母子保健計画，子どもの貧困対策計画，子ども・若者計画における数値目標
- (3) その他

第6章 計画の推進体制

1 県民との協働

個人やボランティア，地域社会，NPO，企業等の多様な主体とのパートナーシップを構築し，それぞれの役割分担を踏まえながら，幅広い協働により計画を推進します。

また，市町村社会福祉協議会や青少年育成市（町，村）民会議など関係機関・団体等との連携を図ります。

2 市町村との連携

地域における子育て支援や児童の健全育成，母子保健対策など，住民の日常生活に密着した，子育てしやすい環境づくりを図るため，市町村の窓口部局と調整を行います。

3 県における推進体制

「鹿児島県少子化対策推進本部」において，各種施策の総合調整を行い，計画を推進します。

また，学識経験者や，関係団体の代表者から構成される「鹿児島県子ども・子育て支援会議」の意見を伺いながら計画を推進していきます。

(別表) 数値目標

本県の合計特殊出生率は、第2章で示したとおり、平成26年では1.62であり、全国的には第7位と高い水準にありますが、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率の2.07からすると相当低く、少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。

少子化は、社会における様々なシステムや社会経済情勢、人々の価値観と深く関わっており、克服するためには極めて長い時間を要するとされています。このような少子化の流れに少しでも歯止めをかけ、次代を担う子どもを育成する取組を第4章「施策の方向」で示しましたが、第5章では、その取組をより計画的に推進するため、以下のとおり数値目標を掲げます。

(1) 重点数値目標

少子化対策に直結し、第3章の2「重点目標及び施策の方向」で位置づけた主な取組に関連する数値目標であり、計画期間中の毎年度において、その進捗を管理し、少子化対策の成果を現す目安と位置づけるものです。

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	結婚サポーターの委嘱数	244人	1,000人
2	婚活イベントの年間情報提供数	20回	70回
3	平均初婚年齢	男性 30.5歳 女性 29.2歳	現状より若くする
	A いずれは、結婚しようとする未婚者の割合 (※)	70.3%	増加させる
4	子育て世代包括支援センターの設置市町村数	—	20市町村
	B 予定している子どもの数が2人以上となる割合 (※)	63.1%	増加させる
5	保育所等待機児童数	232人	0人
6	地域子育て支援拠点の設置か所数	82か所	97か所
7	延長保育事業の受入可能者数	13,995人	15,378人
8	病児保育事業の延べ受入可能者数	14,014人	44,329人 (※1)
9	放課後児童クラブ待機児童数	246人	0人
10	ファミリー・サポート・センター設置か所数	12か所	15か所
	C 子育てがしやすくなったと感じる人の割合 (※)	7.6%	増加させる
	D 妊娠・出産、子育てに関する医学的・科学的に正しい知識を理解している者の割合 (※)	—	70%
11	男性の育児休業取得率	1.3% (※2)	増加させる
	E 仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える県民の割合 (※)	9.8%	増加させる

※ A～Eの項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

(別表) 数値目標

(2) 包含する計画において掲げる数値目標

母子保健計画, 子どもの貧困対策計画, 子ども・若者計画における数値目標であり, 少子化対策に関連する目標として掲げるもので

・ 母子保健計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	88.8% (※3)	100%
2	妊娠中の妊婦の喫煙率	3.0% (※4)	0%
3	妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3% (※4)	0%
4	全出生児に占める低出生体重児の割合(出生体重2,500g未満)	10.4% (※5)	減少させる
5	乳児死亡率(出生千対)	2.5 (※5)	減少させる
6	子育て世代包括支援センターの設置市町村数(再掲)	—	20市町村
7	産後ケアの事業に取り組む市町村数	3市町村	20市町村
8	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村数	40市町村	全市町村 (43)
9	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村数	17市町村	全市町村 (43)
10	育てにくさを感じたときに何らかの解決方法を知っている親の割合	84% (※4)	増加させる
11	積極的に育児に参加している父親の割合	48.5% (※4)	増加させる
12	四種混合の予防接種率	91.9%	95%以上
13	麻疹・風疹(MR)の予防接種率	92.4%	95%以上
14	3歳児でむし歯のない者の割合	75.5% (※6)	82.5%
15	12歳児でむし歯のない者の割合	51.5%	57.4%
16	10代の人工妊娠中絶実施率 (15~19歳人口千対)	7.9人 (※7)	減少させる
17	10代の性感染症の報告数(1定点医療機関あたり) (性器クラミジア, 淋菌感染症, 尖圭コンジローマ, 性器ヘルペス)	4.56人 (※8)	減少させる
18	10代の自殺率(当該年齢人口10万対)	2.5人 (※9)	減少させる

・ 子どもの貧困対策計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数	1,280人	1,320人
2	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3市町村	10市町村

・ 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	かごしま子ども・若者総合相談センターの年間相談件数 (ひきこもり地域支援センター)	743件	増加させる

(別表) 数値目標

(3) その他

番号	数値目標項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成31年度)
1	障害のある児童生徒に対する「個別の指導計画」の作成(小・中・高)	97.2%	100%
2	障害のある児童生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成(小・中・高)	96.0%	100%
3	かごしま子育て支援パスポート事業協賛店舗数	1,849 店舗	2,100 店舗
4	特定教育・保育施設等の自己評価・第三者評価の実施(※10)	—	100%
5	一時預かり事業の延べ受入可能者数	311千人	1,484千人
6	休日保育の実施か所数	23か所	30か所
7	子育て短期支援事業の受入可能者数	1,442人	2,170人
8	幼稚園等における預かり保育の実施率(※11)	—	100%
9	利用者支援事業実施箇所数(母子保健型除く)	2か所	42か所
10	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	—	1,500人
11	保育の質の向上のための研修総受講者数	101人	450人
12	認可保育所等の利用定員総数(※12)	—	44,269人
13	交通安全教育の普及	314回	320回
14	「育児の日」における企業の取組状況	123社	200社
15	かごしま子育て応援企業登録数	263社	470社

(データの出典等)

- ※1 病児保育事業の延べ利用者数は、以下「推計児童数(年齢各歳別のデータによる)」×「潜在家庭割合」の算式で算出されたもの
- ※2 労働条件実態調査実績(平成26年度)
- ※3 H25年度実績
- ※4 厚生労働省による抽出調査(平成25、26年)
- ※5 人口動態統計(平成25年)
- ※6 平成25年度3歳児歯科健康診査
- ※7 平成25年度衛生行政報告例
- ※8 H22~26年の5か年における4疾患の平均
- ※9 人口動態統計(平成21~25年)
- ※10 特定教育・保育施設等とは、子ども・子育て支援新制度において市町村長が施設型給付費等の支給に係る施設又は事業を行う者として確認する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、及び小規模保育事業所等
- ※11 幼稚園等とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園及び新制度における1号認定子ども(保育を必要としない子ども)が通う施設
- ※12 平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、新たに設定